

原産地証明の申請に関する注意事項

典拠書類	原則、「商業インボイス」の価格以外の記載内容を転記して作成すること。インボイスに記載のない内容は原産地証明書に記載できない。
申請者	当所に「企業（申請者）登録」され、申請時点で有効であること。未登録・有効期限切れの場合は発給できない。
申請時期	「船積み前」に申請すること。（ただし、船積み後 6 ヶ月までであれば発給可能）
証明書用紙	備前商工会議所で販売している「所定用紙」を使用。
使用言語	原則、「英語」で作成。（日本語不可）
出力方法	タイプまたはプリンターにより「印字」。（サイン部分のみ手書き）

※詳細については、当所にて「申請者事務マニュアル」を販売しておりますので、ご購入ください。